

東京都立中野工科高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめ」とは、本校生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめが生徒の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (3) 生徒の生命及び心身を保護し、生徒をいじめから確実に守るとともに、生徒のいじめを迅速に把握し、生徒がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。
- (4) 学校は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組み、学校、保護者、地域住民、関係機関の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、生徒の保護者、地域住民や関係機関と連携を図り、いじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校は、いじめ問題への基本的な考え方にのっとり、いじめの防止等の対策を検討するため「いじめ対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

いじめの未然防止のため生徒集会や教職員研修を実施する。

いじめの早期発見のため生徒に対してアンケート調査や面談を実施する。

いじめの早期対応のため委員会を定期的に実施する。

いじめの重大事態への対処のため関係機関との連携を図る。

ウ 会議

月に1回実施し情報交換を実施する。ただし、緊急の場合は、速やかに開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、担任、生徒部主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、
スクールカウンセラー

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組をする

ア 全体集会によるいじめに関する講話

年度当初に学校として、いじめ対策の基本方針の説明をする。

イ 学級担任による、いじめに関する話

社会で起こっているいじめに関する講話を実施する。

ウ いじめアンケート

年3回いじめアンケートを全校生徒に実施し、未然防止と実態の把握をする。問題を抱えている生徒がいる場合は、全校生徒に情報提供を促し、いじめアンケートを実施し調査する。

(2) 早期発見のための取組

いじめの「見える化」を行い、いじめの芽を素早く察知する取組をする

ア 学級担任等による生徒観察・個人面談

日頃の授業や個人面談等を利用して問題を抱えた生徒を把握する。

イ スクールカウンセラーによる面談

1年生全員に面談を実施する。その他、必要に応じて面談を行い、生徒がいつでも相談できる体制を整える。

ウ いじめ対策委員会の活用

月1回実施し、生徒の行動や問題を共有化し、問題があれば組織的に対処をする。

エ 校内巡回

定期的に教職員が校内を巡回し生徒の変化を把握するとともに生徒たちを見守る姿勢を見せる。問題行動があれば、いじめ対策委員会に報告する。

(3) 早期対応のための取組

被害者、加害者と周辺の生徒のケアを関係機関と連携した取組をする

ア いじめ対策委員会の迅速対応

いじめを把握したときには、いじめ対策委員会が迅速に対応策を検討し、教職員に情報共有を図るとともに組織的な対応を行う。

イ 加害生徒に対する指導

生徒部を中心に組織的に迅速にいじめの聞き取り調査を実施。いじめ全容の把握と加害生徒への指導（いじめをやめさせる、再発防止、カウンセリング）を行う。

ウ 被害生徒に対する指導

生徒部を中心に組織的に迅速にいじめの聞き取り調査を実施。いじめ全容の把握と被害生徒の安全確保（教職員による授業・休み時間・下校の見守り、カウンセリング、保護者との連携）を行う。

- エ 周辺の生徒に対する指導
生徒部を中心に組織的に迅速にいじめの聞き取り調査を実施。いじめ全容の把握と周辺生徒へ集会等を行い、心のケアをする。
- オ 外部機関の活用
いじめを把握したときの情報によっては、外部機関と情報共有を行い、対応策を協議する。

(4) 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法に基づく取組をする

- ア 被害生徒への対応
被害生徒が自殺等の最悪のケースを回避するため、複数の教職員が絶え間なく見守り体制を構築する。帰宅後も保護者と連絡をとり様子を確認し積極的に状況把握をする。カウンセラーによる面談を適宜行い心理的ケアを行う。いじめにより不登校になっている場合は、保健室等を利用して緊急避難措置を実施する。
- イ 加害生徒への対応
被害生徒が安心して学習できる環境を確保するため、別室での学習・懲戒や出席停止の処分などを行う。また、被害生徒に暴力や金銭強要など犯罪行為の疑いがある場合は、警察に相談・通報を行う。加害生徒に対してもスクールカウンセラーによる面談を必要に応じて行い心理的ケアを実施する。
- ウ 関係機関との連携
重大事態の発生時には、教育委員会と一体となって対応を行う。いじめの原因が家庭にある場合は、児童相談所に迅速に通報するとともに、生徒に精神疾患等が認められるとスクールカウンセラー等の専門的見地からの助言があった場合は、速やかに医療機関に相談する。
- エ 保護者への対応
学校は、いじめに対しての憶測等の誤った情報が保護者間で広まらないよう教育委員会と連携して緊急の保護者会を開催し、個人情報に配慮した上で、事案の状況と学校の対応を説明する。

6 教職員研修計画

- (1) 年度当初に全教職員対象の研修会を実施する。
- (2) いじめ対策委員会で、生徒情報を把握する。

7 保護者との連携・推進に関する方策

- (1) 入学式、保護者会等を利用しいじめに対する学校の基本方針を発信する。
- (2) 学校ホームページ、スクールカウンセラー便りなどを活用し日々情報発信をするとともにいじめの芽を見逃さないため保護者からの情報収集（電話連絡・スクールカウンセラーによる面談）を行う。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 野方警察署とは、適宜、情報交換を実施し連携した生徒指導を行う。
- (2) 東京都児童相談所、教育委員会とは、いじめが発生した時（早期発見時）に迅速に情報交換し対応を行う。